

医療的ケア児 利用開始までの流れ【広域入所】

※広域入所の場合、弘前市での手続きのほか、住民登録のある市町村においても手続きが必要です。

時期	手続き	保護者
～9月	① 弘前市 への相談	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児童状況書(様式1)を作成 <li style="text-align: center;">↓ ●弘前市こども家庭課保育係へ提出・相談 (申込の流れや留意事項等の説明・案内をします。)
	② 医療的ケアの 申込み	<ul style="list-style-type: none"> ●主治医の意見書(様式2)を主治医へ発行依頼 ※主治医による文書作成に係る費用は保護者負担となります。 ●医療的ケア実施申込書(様式3)の作成 <li style="text-align: center;">↓ ●弘前市へ主治医の意見書(様式2)及び医療的ケア実施申込書(様式3)を提出 (弘前市は住民登録がある市町村へ情報提供をし、広域入所に係る手続きの流れを確認します。)
	③ 施設見学	<ul style="list-style-type: none"> ●見学の日程調整 弘前市が施設や関係機関と連絡を取り、日程調整をします。 ●見学・体験保育(観察保育)の実施 (状況に応じて、弘前市や関係機関も見学に同行します。)
9～10月	④ 保育利用 申込	<ul style="list-style-type: none"> ●利用申込書類の作成 ※住民登録がある市町村の様式で作成 ●利用申込書類を住民登録がある市町村へ提出 必要書類の詳細は住民登録がある市町村へお問い合わせください。
	⑤ 受入可能性 の検討/協議	弘前市は関係機関から意見聴取し、受入の検討・協議をします。
11月	⑥ 利用調整	弘前市は利用希望施設と利用調整をします。
	⑦ 医療的ケア 実施可否 及び 内定通知	<p>【実施可能な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弘前市は医療的ケア実施に係る検討結果通知書(様式5)、医療的ケア内諾書(様式4)を保護者へ送付し、実施可能な旨を通知します。 ※住民登録がある市町村にも上記書類の写し及び広域入所の承諾通知を送付します。 <p>【実施不可の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市は医療的ケア実施に係る検討結果通知書(様式5)を保護者へ送付し、実施不可の旨を通知します。 ※住民登録がある市町村にも上記書類の写し及び広域入所の保留通知を送付します。 (実施不可の場合、関係機関と連携し、その他の支援やサービスの検討をします。)
2月	⑧ 実施施設 との調整 支援計画の 作成・確認	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア実施指示書(様式6)を主治医へ発行依頼 ※主治医による文書作成に係る費用は保護者負担となります。 <li style="text-align: center;">↓ ●医療的ケア実施指示書(様式6)を利用内定施設へ提出 ●利用内定施設にて面談、医療的ケア実施計画及び重要事項の説明を受ける <li style="text-align: center;">↓ ●医療的ケア実施承諾書兼確認同意書(様式7)を利用内定施設へ提出
	⑨ 入所決定	<ul style="list-style-type: none"> 住民登録のある市町村は入所承諾の旨の通知及び支給認定証等の通知を送付します。 ※教育・保育の認定は住民登録のある市町村がすることとなり、保育料や副食費も住民登録のある市町村が算定します。
4月	⑩ 利用開始	<ul style="list-style-type: none"> ●慣らし保育の実施 (必要に応じて保育へ付き添いをし、利用施設にて慣らし保育を実施してください。) ●利用開始